

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

岐阜厚生年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年4月26日から27年9月1日まで

A社で働くことが決まり、昭和25年4月26日から5人の同級生と共に女子寮に住み込んだ。5人の同級生のうち、私とBさん、Cさんの3人はD氏の工場で、後の2人はE氏の工場で働いた。私以外の4人には厚生年金保険の記録があるのに、私だけ記録が無い。当時の日記と同年4月から27年7月までの間に家族から私宛に工場に来たはがきと封筒を持っている。また、当時の事業主の次男であるF氏と、その奥さんと同級生であり同僚でもあったCさんが、私が間違いなく勤務していたことを証言してくれるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人の業務内容に関する詳細な記憶及び申立人から提出された日記、写真、はがき、封筒から、申立期間について申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間のうち、昭和27年4月1日から同年9月1日までについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同様の業務に従事していた複数の同僚は、同年4月1日に厚生年金保険の資格を取得している記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数と上記の被保険者名簿で確認できる厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当該期間において、当該事業所では、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同年代の同僚のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得時の記録から、2,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の子である現在の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年4月26日から27年4月1日までについては、上記の被保険者名簿から同年4月1日に17人がまとめて資格取得していることが確認できることから、当時、当該事業所では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1970～1987（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月20日

A社から支給された平成16年7月の賞与の記録について、同社からの届出がされていなかったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件18件（別添一覧表参照）

別添

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	標準賞与額
1970			男	昭和59年生		18万 1,000円
1971			女	昭和14年生		7万 2,000円
1972			女	昭和60年生		6万 1,000円
1973			男	昭和58年生		20万 6,000円
1974			女	昭和36年生		2万 8,000円
1975			女	昭和50年生		24万 7,000円
1976			女	昭和31年生		17万 7,000円
1977			女	昭和56年生		21万 3,000円
1978			女	昭和57年生		21万 1,000円
1979			女	昭和31年生		3万 2,000円
1980			女	昭和46年生		3万 9,000円
1981			女	昭和55年生		3万 3,000円
1982			女	昭和25年生		3万 8,000円
1983			男	昭和23年生		15万 7,000円
1984			男	昭和44年生		22万 4,000円
1985			女	昭和59年生		20万 3,000円
1986			男	昭和18年生 (死亡)		13万 5,000円
1987			女	昭和27年生		3万 4,000円

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

平成2年4月頃に、義父が私と夫の二人分の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、国民年金保険料の納付もしてくれたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月頃に、申立人の義父が申立人とその夫の二人分の国民年金の加入手続をしてくれたはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、4年11月頃にその夫と連番で払い出されており、同年11月に申立人の第3号被保険者該当の届出がされていることから、申立人とその夫の国民年金加入手続は、当該時期に同時に行われたものと考えられる。

また、申立人とその夫の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその義父は既に亡くなっており、証言を得ることができない。

さらに、申立期間については、申立人の夫も申立人と同様に未納であることから、申立人の義父が申立人及びその夫の保険料を納付したとは考え難い上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から5年3月までの期間及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から5年3月まで
② 平成13年3月

加入手続の記憶は定かではないが、申立期間の国民年金保険料については、母親が金融機関で納付してくれたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料納付について具体的な納付方法等の記憶が無く、保険料を納付したとするその母親に聴取することができないことから、納付状況等についての詳細が不明である。

また、申立期間当時同居していた、申立人の母親及び申立人の弟は、申立期間の大部分が未納期間、申請免除期間又は法定免除期間となっていることから、その母親が申立人の保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から同年12月まで

国民年金の加入手続をした記憶は無いが、役場から伝票のようなものが送られてきた。当時は失業保険を受給していたので、定期的に7,000円から8,000円くらいの保険料をA町役場で納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続をした記憶が無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月頃に払い出され、その時点で当該申立期間を遡って国民年金加入期間として追加したことがオンライン記録で確認できることから、その時点では、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、申立人に対して保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

また、申立人が納付したとする保険料額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点の保険料額に相当することから、申立期間当時の記憶が曖昧である上、関係人の証言が得られず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から23年1月1日まで
昭和21年2月1日からA社(後に、B社)に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は1か月で、同年3月31日から23年1月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者期間が空白になっている。その後の厚生年金保険の記録は同年1月1日から25年10月31日までとなっているが、申立期間において転勤や事業所名の変更が無いのにどうして記録が無いのか不明であるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が自身より先に入社し、同様の業務を行っていたと記憶する同僚は、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び当該同僚の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、昭和23年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務の担当者は既に死亡しており、この者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社を承継しているC社は、「当時の資料は無く、一切不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 14 日まで
(B社)

C職業安定所の紹介で、D市E町のA社に入社した。給与明細書で税金と保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。また、C職業安定所の紹介で、D市F町のB社に入社した。目の治療のためG病院に通院した時、健康保険証を提示して、症状の割に少額の支払で済んだと記憶している。健康保険証があったので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、年金事務所の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、管轄する法務局においてA社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を明確に記憶していないことから、これらの者から、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務したと申し立てているところ、昭和 34 年 4 月 6 日から同年 6 月 4 日までの申立人の住所地が、H社の所在地と一致していること、及び同社で申立期間②に厚生年金保険被保険者期間のある同僚が、申立人は同社に勤務していたと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、H社に昭和 28 年 10 月頃に入社したと供述している同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 30 年 10 月 1 日より後の 31 年 8 月 20 日に厚生年金保険の資格を取得しており、同年春に入社したと供述している同僚は、33 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることから、同

社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、H社は、既に廃業しており、当時の資料は保管されておらず、事業主も亡くなっていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人が当該期間に診察を受けたとするG病院には、当時のカルテが残っておらず、申立人の主張を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。